

部局名	安全環境部	所属名	環境保全課	所属長名	鈴木 恵佐夫	電 話	483-1151 内線3210
-----	-------	-----	-------	------	--------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（PLAN）

コード		3681		事務事業名称		水・地質環境対策事業					短縮コード		経常	3681	臨時	3682	
予算区分		会計	01	一般会計		款	04	衛生費		項	01	保健衛生費		目	04	公害対策費	
区 分		☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他				根拠法令等		水質汚濁防止法，土壤汚染対策法，千葉県環境保全条例，千葉県地質汚染防止対策ガイドライン，八千代市環境基本条例，八千代市公害防止条例，八千代市第2次環境保全計画，八千代市生活排水対策推進計画									
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）																	
1960年代後半，事業場や人口が都市に集中したため，水環境の汚濁が都市部で問題となった。それに伴い，1970年に公共用水域の環境調査を開始した。その後，公害対策基本法の施行など，公害対策の重要性が市の施策の中にも反映され，八千代市公害防止条例の施行や環境（当時は公害）に関する事務を専門に取り扱う部署の設立など，水環境の調査に止まらず，事業所に対する指導など本事務事業が積極的に展開されることになった。さらに，1980年代後半には，地下水汚染や新しい化学物質の汚染問題が全国的に顕在化していることが確認された。当市でも化学物質等による公共用水域や地下水への汚染状況を把握するとともに，次代に豊かな水・地質環境を引き継ぐため，確認された汚染に対して浄化対策事業（事業所への指導を含め）を実施している。 ただし，事業の趣旨を検討した結果，水環境対策と地質環境対策を分離することにした。																	
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測						総合計画の施策体系	6本の柱（章）		03	第3章環境共生都市をめざして							
水環境対策：①公共用水域；汚濁が進んでいた桑納川などでは良化傾向が見られるが，比較的汚濁が少なかった新川などは横ばい状態である。また，事業系や生活系の印旛沼に対する汚濁負荷は低下していることと，自然系の汚濁負荷の割合が高いことが印旛沼流域の特徴である。②化学物質による汚染；現在汚染は確認されてはいないが，調査活動を継続し，汚染状況を監視する必要がある。③生活排水対策；公共用水域への汚濁負荷野割合は高く，合併処理型浄化槽の設置を継続する必要がある。 。地質環境対策：①地下水；現在汚染対策を講じている地区については，時間は要するものの回復に向かっている。機構解明調査中の地区については対策を検討する必要がある。環境基準項目が増加する方向にあり，これに対応すべく調査体制を確立する必要がある。②土壌；本市は土壌調査が頻繁に行われているため，土壌環境基準を超える事例がしばしばあり，業者に対する指導が欠かせない。③事務事業の組み替え；平成24年度から水・地質環境対策事業を水環境対策事業と地質環境対策事業に分割した。また合併処理浄化槽に関する事務を目的が公共用水域の浄化にあることに鑑み，環境衛生事業から水環境対策事業に統合した。							大項目（節）		01	第1節環境との共生・保全							
							中 項 目		01	1. 生活環境							
							小 項 目		01	(1)環境保全対策の推進							
									02	(2)環境監視の充実							
							細 項 目		01	①環境保全計画の推進							
01	①環境状況調査																
実施計画の計画事業																	
計画事業の位置付けの有無						☐	計画事業期間		～			計画事業費		千円			

2. 事務事業の目的・指標・実績（DO）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	事業所及び水・地質環境										
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成23年度に実際に行ったこと： ①公共用水域環境監視事業：公共用水域の水質調査を実施し，環境基準等との比較解析をした。 ②地質環境監視事業：地下水及び土壌について，揮発性有機化合物及びダイヤシン類等に関する調査を実施し，環境基準等との比較解析をした。また，地下水汚染が懸念された地区での井戸水の水質調査を実施し，市民の健康保持に努めた。 ③公害防止対策事業：地下水汚染機構解明調査，地下水汚染除去対策及び事業所に対する指導を行い，水・地質環境保全に努めた。 ④生活排水対策事業：「八千代市生活排水対策推進計画」の進捗状況を管理するとともに，家庭でできる生活排水対策の普及・啓発に努めた。 ※平成24年度に計画していること： 事務事業を正確に評価するために，「水環境対策事業」と「地質環境対策事業」を分離する。 ①公共用水域及び地質の環境監視事業：河川の水質調査，河川と土壌のダイオキシン類調査及び地下水質調査 ②公害防止対策事業：事業所等の排水調査，立入調査及び指導，地下水汚染機構解明調査及び地下水汚染浄化対策事業 ③生活排水対策事業：「八千代市生活排水対策推進計画」の進捗状況管理及び計画の見直し及び「地球にやさしい暮らし方」講座の開催										
意図 （何を狙っているのか）	①公共水域環境監視事業：公共用水域が環境基準等を満足しているかを把握する。②地質環境監視事業：地下水汚染及び土壌汚染状況を把握する。③公害防止対策事業：事業所の排水による公共用水域の汚濁を防止する。地下水汚染地区で環境基準を達成する。地盤沈下を未然に防止する。④生活排水対策事業：家庭からの排水による公共用水域の汚濁を防止する。										
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外										
区 分				単位	2 2 年度		2 3 年度		2 4 年度		
					実績		計画		実績		計画
対象指標	指標 1	公共用水域の数		水系	6		6		6		6
	指標 2	地質環境基準超過地区		地区数	17		17		17		14
	指標 3	特定施設設置事業所及び対象物質使用事業所		事業所	165		164		165		166
活動指標	指標 1	公共用水域調査地点		地点	17		17		17		17
	指標 2	地質汚染対策地区		地区数	8		9		9		9
	指標 3	事業所立入調査指導数		事業所	39		35		37		37
成果指標	指標 1	公共用水域環境基準の達成率		%	70.6		70.6		58.8		70.6
	指標 2	地質汚染回復地区		地区数	0		1		0		3
	指標 3	基準超過事業所に対する指導		事業所	6		0		7		0
上位成果指標	指標 1										
	指標 2										
	指標 3										

コード		3681	事務事業名称	水・地質環境対策事業			所属名	環境保全課
			単位	2 2 年度	2 3 年度		2 4 年度	
				実績	計画	実績	計画	
事業費 (A)	財源内訳	国	千円	0	0	0		
		県	千円	8,351	8,772	7,790		
		地方債	千円	0	0	0		
		一般財源	千円	17,978	25,017	18,881	0	
		その他	千円	0	0	0		
	主な事業費の内訳			1. 公共用水域水質監視及び事業所排水監視…2,058千円 2. 汚染機構解明調査…15,719千円 3. 活性炭交換…853千円 4. 除去装置設置…1,743千円 5. ダイキン類調査…510千円	1. 公共用水域水質監視及び事業所排水監視…2,731千円 2. 汚染機構解明調査…20,476千円 3. 活性炭交換…1,523千円 4. 除去装置設置…1,773千円 5. ダイキン類調査…683千円	1. 公共用水域水質監視及び事業所排水監視…1,775千円 2. 汚染機構解明調査…17,521千円 3. 活性炭交換…804千円 4. 除去装置設置…1,528千円 5. ダイキン類調査…305千円	平成24年度から新規事業として組替えたため。	
人件費 (B)			千円	31,884.1	26,713.9	28,082.1	0	
トータルコスト (A) + (B)			千円	58,213.1	60,502.9	54,753.1	0	

3. 事務事業の評価（SEE）

評価 類型	評価事項		評価区分	理 由				
目的 妥当性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？		☐ 結び付いている	事業内容が、複数の施策にまたがり、結び付きが複雑になっていたことから見直しの余地があった。 平成２４年度より、第４次総合計画の施策体系にあわせ、事務事業の見直しを行った。				
			☒ 結び付くが見直しの余地がある					
			☐ 結びつきが弱い・ない					
			☐ 評価対象外事項					
目的 妥当性	②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。		☐ 達成している	公共用水域の汚濁状況は、一時の悪化方向は脱し横ばい状況にあるが、環境基準は達成されていない。また新たな化学物質による汚染も懸念され、監視事業の重要性は増している。地質環境については、土壌汚染対策法が施行されたことにより、各地で調査事業が実施され、新たな汚染が確認されている。こうした中、地下水汚染の問題も頻発し、地質環境調査の重要性は増している。また、すでに地下水汚染が確認され汚染機構が解明された地区では浄化対策事業を実施する必要がある。ただし、汚染原因者と協働して行った土壌汚染対策が功を奏し、土壌汚染指定地域が解除されるなど、部分的には所期の目的が達成された地区もある。				
			☒ 達成していない					
			☐ 評価対象外事項					
目的 妥当性	③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 （民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。）		☐ 可能性はある	調査に関しては委託で実施しているが、事務事業の中心は、各種調査とその結果に基づく事業所に対する指導及び協力依頼、市民への結果報告や飲用指導などである。したがって、民営化にはなじまない。				
			☒ 可能性はない					
			☐ 評価対象外事項					
目的 妥当性	④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？		☐ 現状のままでよい	事業内容が、第４次総合計画の複数の施策に結び付くなど複雑になっていたことから「対象」・「意図」の見直しが必要となっていた。 平成２４年度より、第４次総合計画の施策体系にあわせ、対象・意図の見直しを行った。				
			☒ 見直す必要がある					
			☐ 評価対象外事項					
有効性・ 効率性	⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤－２、３を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。		☐ 有効性向上の可能性はある					
			☐ 効率性向上の可能性はある					
			☒ 両方可能性はある					
			☐ 可能性がない					
	⑤－２ 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。		☐ 民間委託等	平成24年度から水・地質環境対策事業を水環境対策事業と地質環境対策事業に分離した。また、環境衛生保全事業の合併処理浄化槽の設置補助に係るの事務を水環境対策事業に統合した。これにより、本来異なる手法で進める事業であるべきだった水環境と地質環境をそれぞれの指標で評価することが可能になる。また、「水環境対策事業」については、汚濁状況の把握と汚濁対策が総合的な事業として展開・評価が可能となった。 「地質環境対策事業」については、休止していた汚染機構解明調査調査事業を再開できたとともに、汚染除去対策を推進できる資料が揃い始めている。				
			☐ 再任用職員及び臨時的任用職員等の活用					
			☐ ＩＴ化等の業務プロセスの見直し					
			☐ 受益者負担の見直し					
			☐ 類似事業との統合・役割見直し					
			☒ 上記以外の方法	類似 事務 事業 名称	1		実施主体 (所管部署)	
			2			実施主体 (所管部署)		
	⑤－３ 推進にあたっての課題はあるか？（一時的な経費増・市民の理解等）		☒ ある	1. 休止している事業の再開と対策事業のための予算を確保すること。2. 熟練職員の異動あるいは退職に備えて技術を伝承できる人員体制を築くこと。3. 専門的な研修に参加させること。				
			☐ ない					

コード	3681	事務事業名称	水・地質環境対策事業				所属名	環境保全課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☒ 改革・改善して継続			「水環境対策事業」及び「地質環境対策事業」とも業務の特殊性から、一定の経験や知識が必要な事務であるため、人事異動に際しては職員の年齢構成や適正に配慮する。これによって、複雑多岐化する水及び地質環境に対する業務を創造的に展開できるうえ、職員の能力開発と技術の伝承が可能となる。分割した事業ごとについていえば、生活排水対策の業務が「水環境対策事業」で扱っていたが、その最大の事務である合併処理浄化槽の設置の奨励に関する事務がし尿処理という観点から「環境衛生保全事業」で扱っていた。24年度の統合により今後は生活排水対策の一環とし合併処理浄化槽の設置補助を扱えるようになり、その進捗状況が公共用水域を中心とする水環境に対する対策としての評価が可能となる。「地質環境対策事業」については、休止していた汚染機構解明調査が再開できたという改善面はあるが、土壌汚染対策法の改正など地質を取り巻く状況の変化激しく、それに対応できる経験者が少なく技術の継承が課題である。外部研修への参加も検討すべき。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☒ その他							
☐ 廃止・休止								
☐ 事業完了								
☐ 現状のまま継続								
今後の方向性	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			水環境対策事業に関しては、これまでの事業を継続することによって、成果もコストも不変となる。 地質環境対策事業に関しては、平成24年度で地下水汚染機構解明調査が完了する予定となっているため、25年度から本来目的である対策事業に着手することが可能となるので、コストは下がっても成果が上がることになる。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☒	☐	☐		
			不 変	☐	☐	☐		
			低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
○米本島が谷津の湧水汚染については、議会でも質問が出され、対策を約束している。 ○市議会の常任委員会で公共用水域の水質が改善されていない（横ばい）という指摘があり、水質の監視並びに生活排水対策及び事業場排水対策が望まれている。 ○八千代台西地区、大和田新田向山地区及び米本山谷地区では、現実に汚染原因者（見込みを含め）はその道義的責任を認め、行政と協力して対策を講じている。 ○吉橋内野南地区の地下水汚染は平成17年に新聞報道されており、地下水を利用している事業場も行政の対策に注目している。 ○地下水汚染や土壌汚染に対する関心は高く、とりわけ平成15年に土壌汚染対策法及び平成22年に改正土壌汚染対策法が施行されたことにより土地取引に伴う土壌調査が頻繁に実施されており、土壌環境基準を超過する事例が多くなっている上、地質の汚染状況に係る問い合わせが増えている。									

所属長コメント	公共用水域の水質や土壌及び地下水質の保全は、人の健康だけでなく、持続的な水利用に係わる人間活動にも大きな影響を与えている。公共用水域の水質改善がなかなか進まない現状にあっては、今後も水質監視を始め、産業系排水、生活系排水及び自然系排水対策を引き続き推進するとともに、流域全体での広域的な連携が必要である。また、土壌・地下水汚染の調査及び対策は緊急性を考慮し、計画的・集中的に進める必要がある。更には改正土壌汚染対策法への対応など含め、今後も本事業を推進する。 なお、水・地質環境対策事業は、平成２４年度以降は水環境対策事業と地質環境対策事業に分けて事務事業評価する。これにより、それぞれの事業について、よりの確な事業評価が可能となる。								
評価調整委員会評価	☒ 改革改善して継続			取り巻く状況変化に対応できる人材育成・技術の継承するため、課題解決に努め、外部研修への参加に努めること。 なお、平成24年度当初予算において、第4次総合計画の施策体系に合わせた組替えを行った。					
	☐ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
☒ その他									
☐ 廃止・休止									
☐ 事業完了									
☐ 現状のまま継続									